

法テラス有識者検討会の検討にあたっての意見

【これまでの議論の中で明らかになったと考えられる点】

- 本検討会におけるこれまでのヒアリング、資料データ、議論を通じて、民事法律扶助等の支援対象者に対して、法テラスに関わる弁護士（スタッフ弁護士・契約弁護士）が単独で対応するのではなく、他の関係機関（自治体、社協、警察他）・専門家、NPO 等とのネットワークの中に入って連携・協働することによって、課題解決に成果を上げていることが明確になっています。
- このいわば“連携協働のプラットフォーム”は、支援対象者の課題解決に取り組む方々にとっては法律家が入ることによる安心感がもたらされるとともに、法テラスに関わる弁護士にとっても福祉的な課題等は他の専門家に任せ、法的な課題への対応に集中できる分、事務負担と心身の負担の軽減に繋がる面があり、双方にメリットがあると考えられます。

【連携・協働プラットフォームの法テラス関係弁護士等における意義】

- このことは、本検討会で課題となっている法テラスの契約弁護士の報酬水準が低い問題、ひいては契約打ち切り・辞退の問題についてもプラスに働く可能性があると考えます。報酬は業務内容・負担とのバランスとすれば、現在は業務負担に見合う報酬になっていない状態と考えられます。法テラスの取組に貢献したいが、対象者の法律関係以外の生計や心身の課題など福祉的な対応まで任されるのは業務負担が重く、通常業務に支障を生じかねないとの弁護士の先生方の声も聴きます。そもそも法曹関係者は社会貢献意識の高い方なので、報酬水準の引き上げ努力とともに、連携協働プラットフォームに入って法的課題に専念し、報酬と負担のバランスを改善することによって、法テラスとの契約をより前向きに考えていただけることが期待されます。
- また、平時から連携協働プラットフォームの中に法テラスに関わる弁護士や司法書士が入って活動し、人的な繋がりを持つことは、災害等有事における法テラスの法律相談等の活動に円滑・シームレスに繋がる効果もあります。
- さらに、福祉的な支援の面から厚労省はじめ各省庁が取り組む課題解決のネットワークや、内閣府の孤独・孤立対策のような省庁横断で取り組むプラットフォームの中に、法テラスが中央と地域の現場の両方で積極的に入っていくことによって、人的のみならず財源面でも多少ともリソースをシェアできることが期待されます。

- こうした課題解決のための連携協働のプラットフォームの重要性と、法テラスの法曹関係者がそこに入っていくことの意義は、これまでの議論の中で、プラットフォームの呼称は色々であっても、本検討会の委員間で概ねの共通認識になっていると思います。

【今後の検討にあたっての留意点】

- 今後の検討では、こうした連携協働プラットフォームをどのように構築し、法テラスに関わる法曹関係者がどのようにその中に入っていくかの方法論が重要な論点になると考えます。その際に、法テラス自体が連携プラットフォームを構築し、その事務局となることを「標準形」として目指すことは以下の理由から慎重に考えるべきではないかと考えます。
 - ① こうした課題解決のための連携協働のプラットフォームは全国各地域での工夫により、既にさまざまな形態で行われており、各省庁の施策でもそれぞれの観点から構築が進められています。そのため、法テラス自体が事務局となって進めることを標準形とするのは屋上屋となる可能性があります。（もちろんまだ地域的にも分野的にも偏りがあったり、取組がまだら模様で一律ではないために、支援のネットワークから漏れている対象者も多いと考えられます。したがって白地の地域では、法テラス自身がその事務局となる場合はあると考えます。）
 - ② 事務局となることを標準形とすることは、法テラスが法律的な対応以外に、事務的な負担を背負うことであり、ただでさえ限られたリソースを使うばかりか、逆に法テラスの組織の拡張に繋がるとも思います。ただ、求められるのは組織より弁護士等法曹関係者による活動の充実だと思います。弁護士の報酬引き上げやプラットフォームでの活動に向けて国予算の充実が求められる中で、むしろ法テラスの現状の組織・予算をどう効率化できるかが大切と考えます。そこは原点に立ち返って検討しなければ、今後の活動内容の充実を望むことも難しくなりかねないと思います。

【今後の検討で取り上げていただきたい論点】

以上を踏まえ、今後、以下のような論点についてご検討をいただけるようお願いいたします。

- ① 法テラスに関わる弁護士他の力を支援対象者の課題解決に有効に活かすため、連携協働のプラットフォームにより円滑に入っていくことができる実質的な手法・仕組みの構築を目指すべきと考えます。そのために、(④の分析の上で) 必要な総合法律支援法の改正など制度面の対応、法務省・法テラスの国予算面の対応について、論点として検討していただきたいと思います。

なお、担い手確保や報酬の議論は主として契約弁護士を念頭に置く一方、地域における総合法律支援の担い手としては司法書士も重要であり、連携・協働プラットフォームへの参画促進については、こうした専門職も含めて検討していただく必要があると考えます。

- ② 運用面においても、法務省・法テラス本部の各省庁との連携の強化、法テラス本部と各地の法テラス関係弁護士等との連携の強化(提案や情報提供、データ活用等)、各地の法テラスと自治体等幹部との顔の見える関係の構築を図ることなどについて、検討していただきたいと思います。

- ③ 法テラス法曹関係者の知見を支援対象者に最大限活かす手法・仕組みの構築を目指す場合、限られた人的・財政的資源を支援対象者への直接的支援に重点配分する観点から、DXの推進や事務負担の軽減はもとより、資源配分の効率的な在り方について検討する必要があると考えます。こうした観点で、どのような方策があり得るか、先ず本検討会事務局においてご検討いただき、ご提案をいただければと考えます。

- ④ また、こうした制度改正に繋がる諸点を議論する前提として、法テラス関係の弁護士等が各地の連携協働プラットフォームに参加する際に、現状で何がハードルとなっているかについて、本検討会事務局において制度面、予算面、運用面から改めて分析し、整理をいただければと考えます。

- ⑤ 以上にも関連して、業務のDX化、AI活用は大変重要な論点と考えます。また、その中で、法テラスの活動から得られるBIGデータを把握、分析することも重要な論点と考えます。

令和8年7月30日

委員 大村慎一